

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」

(平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知) 一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第5 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 製造業者等の届出</p> <p>製造業者等の届出については、基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者及び販売業者は、その事業を開始する2週間前までに一定の事項を届け出なければならないとされている(法第50条第1項及び第2項)。この場合、基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物における基準又は規格には、安全性確保の観点から一般的に定められた基準又は規格も当然含まれる。なお、製造業者、販売業者のうち、①自家配合農家等の販売を目的としない製造を業とする製造業者、②飼料の消費者に対する販売を目的とする製造を業とする製造業者であって、田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造する製造業者、③自ら生産した農産物を飼料として販売することを業とする販売業者の届出義務の適用が除外されている(規則第69条)。</p> <p>基準又は規格が新たに定められたため届出義務が生じた製造業者、輸入業者又は販売業者は、その基準又は規格が定められた日から一月以内に、また、法第50条の規定により届出をした者は、届出事項に変更を生じたとき、又はその事業を廃止したときは、その日から一月以内にその旨を製造業者又は輸入業者にあつては農林水産大臣に、販売業者にあつては都道府県知事に届け出なければならないとされている(法第50条第3項及び第4項、規則第68条及び第70条)。</p> <p>なお、製造業者及び輸入業者の届出については、当該届出をす</p>	<p>第5 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 製造業者等の届出</p> <p>製造業者等の届出については、基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者及び販売業者は、その事業を開始する2週間前までに一定の事項を届け出なければならないとされている(法第50条第1項及び第2項)。この場合、基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物における基準又は規格には、安全性確保の観点から一般的に定められた基準又は規格も当然含まれる。なお、製造業者、販売業者のうち、①自家配合農家等の販売を目的としない製造を業とする製造業者、②飼料の消費者に対する販売を目的とする製造を業とする製造業者であって、田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造する製造業者、③飼料の消費者に対し自ら生産した農産物を飼料として販売することを業とする販売業者の届出義務の適用が除外されている(規則第69条)。</p> <p>基準又は規格が新たに定められたため届出義務が生じた製造業者、輸入業者又は販売業者は、その基準又は規格が定められた日から一月以内に、また、法第50条の規定により届出をした者は、届出事項に変更を生じたとき、又はその事業を廃止したときは、その日から一月以内にその旨を製造業者又は輸入業者にあつては農林水産大臣に、販売業者にあつては都道府県知事に届け出なければならないとされている(法第50条第3項及び第4項、規則第68条及び第70条)。</p> <p>なお、製造業者及び輸入業者の届出については、当該届出をす</p>

る者の住所地（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届出を行うこととされている（法第50条第1項、令第8条）。販売業者については、都道府県知事に届け出ることとされている（法第50条第2項）。

製造業者及び輸入業者の届出に係る規則第68条に基づく規則別記様式第54号の届出書中記の6及び7の記載は次によるものとする。

- ① 記の6の原料又は材料の種類は、飼料製造業者にあっては当該製造業者が用いる原料又は材料の種類を列記するものとし、飼料輸入業者、飼料添加物製造業者及び飼料添加物輸入業者にあっては製造し、又は輸入する飼料又は飼料添加物の種類ごとにその原料又は材料の種類を記載すること。
- ② 記の7の製造する施設の概要は、飼料製造業者にあっては、主たる施設の数、規模、能力等を記載するものとし、飼料添加物製造業者にあってはその製造工程と製造工程の各段階における使用する物質名、濃度、その他製造上の条件等を具体的に記載し、記の6と併せ製造の状況が十分判明し得るよう記載するものとし、必要に応じ資料を添えて届け出ること。
- ③ なお変更のあった場合も①及び②に準じて記載すること。

3～9 （略）

る者の住所地（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届出を行うこととされている（法第50条第1項、令第8条）。販売業者については、都道府県知事に届け出ることとされている（法第50条第2項）。

製造業者及び輸入業者の届出に係る規則第68条に基づく規則別記様式第54号の届出書中記の6及び7の記載は次によるものとする。

- ① 記の6の原料又は材料の種類は、飼料製造業者にあっては当該製造業者が用いる原料又は材料の種類を列記するものとし、飼料輸入業者、飼料添加物製造業者及び飼料添加物輸入業者にあっては製造し、又は輸入する飼料又は飼料添加物の種類ごとにその原料又は材料の種類を記載すること。
- ② 記の7の製造する施設の概要は、飼料製造業者にあっては、主たる施設の数、規模、能力等を記載するものとし、飼料添加物製造業者にあってはその製造工程と製造工程の各段階における使用する物質名、濃度、その他製造上の条件等を具体的に記載し、記の6と併せ製造の状況が十分判明し得るよう記載するものとし、必要に応じ資料を添えて届け出ること。
- ③ なお変更のあった場合も①及び②に準じて記載すること。

3～9 （略）